



鳥取県公報

平成 21 年 3 月 27 日 (金)
号外第 29 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (17) (自治振興課) 5 鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例 (18) (〃) 9 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例 (19) (障害福祉課) 10 鳥取県小規模作業所運営事業助成条例の一部を改正する条例 (20) (〃) 13 鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例の一部を改正する条例 (21) (子育て支援総室) 14 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例 (22) (循環型社会推進課) 16 鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (23) (くらしの安心推進課) 17 鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部を改正する条例 (24) (〃) 19
-------	--

==== 公布された条例のあらまし =====

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

介護保険法の一部が改正され、介護サービス事業者に対し業務管理体制の整備等が義務付けられたこと等に伴い、関係する事務について新たに南部箕蚊屋広域連合に移譲する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次の事務を南部箕蚊屋広域連合に移譲する。

ア 事業廃止時における介護サービス事業者及び関係者相互間の連絡調整等

イ 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項についての届出の受理

ウ 介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に係る報告等の命令及び立入検査

エ 介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に係る勧告、命令等

(2) 南部箕蚊屋広域連合が処理することとする事務について定めた規定中、当該事務の根拠となる介護保険法の条項及び用語を改める。

(3) 施行期日は、平成21年5月1日とする。

鳥取県市町村交付金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県市町村交付金条例（以下「条例」という。）を制定し、平成18年度から平成20年度までの間、市町村が自らの意思及び判断で行うべき事業への充当を目的として県が市町村に対して交付金を交付することとしているが、対象事業等を見直した上で、引き続き市町村の自主的な行政運営に資するため、条例の失効期限を3年間延長し、平成23年度までの間、交付金を交付する。

2 条例の概要

(1) 条例の失効期限を平成24年3月31日（現行 平成21年3月31日）まで延長する。

(2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

年金の受領等の手続を円滑に行い、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図るため、加入者は、心身障害者に代わって年金を受領し、及び管理する者（以下「年金管理者」という。）を2人まで指定することができることとする等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 加入者は、年金管理者を2人（現行 1人）まで指定することができる。

(2) 加入者は、年金管理者を2人指定する場合は、年金を受領し、及び管理すべき年金管理者の順位を定めなければならない。

(3) 年金管理者は、加入者に申し出て、その指定を辞退することができる。

(4) 知事が行う年金管理者の変更、解除又は指定に関する規定について、所要の規定の整備を行う。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県小規模作業所運営事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県小規模作業所運営事業助成条例について、引き続き在宅の障害者等の活動の場を確保し、もって障害者等の社会参加の促進を図るため、失効期限を3年間延長し、平成23年度までの間、助成を行うこととする。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成24年3月31日(現行 平成21年3月31日)まで延長する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

入所児童数の少ない小規模な保育施設における保育環境を整備し、もって入所児童の福祉の向上を図るため、助成の対象を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 助成の対象となる施設の名称を届出保育施設等(現行 認可外保育施設)に改める。
- (2) 助成の対象となる届出保育施設等は、児童福祉法の規定により届出をしている保育施設その他知事が別に定めるもののうち、知事が別に定める要件を満たすもの(現行 入所児童が10人以上の保育施設等)とする。
- (3) 知事は、少なくとも3年ごとに、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

八頭町が鳥取県環境美化の促進に関する条例に相当する条例を制定して、空き缶等をみだりに投棄することを禁止することにより環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、八頭町の区域を条例の適用外とするよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の規定を適用しない区域に八頭町を加える。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

食の安心に対する消費者の信頼の確保を図るため、飲食店営業等の許可に際して営業許可証等を交付することとし、これらを掲示することを義務付けるとともに、営業許可証等の再交付等の事務に係る手数料を新たに徴収する。

2 条例の概要

- (1) 飲食店営業等の許可を行ったときは、営業許可証を交付することとする。
- (2) (1)の許可が自動車又は自動販売機による営業に係るものであるときは、併せて、営業許可標識を交付することとする。
- (3) 飲食店営業等の許可を受けた者は、(1)又は(2)により交付された営業許可証等を掲示しなければならない。
- (4) (1)又は(2)により交付された営業許可証等を亡失した等の際の再交付又は書換交付について定め、それについて1件につき1,700円の手数料を新たに徴収する。
- (5) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

理容師又は美容師が出張して理容又は美容を行うことについて、届出を義務付け、衛生措置を定める等の改

正を行う。

2 条例の概要

- (1) 反復継続して理容所又は美容所以外の場所において理容又は美容の業を行うこと（以下「出張理容等」という。）については、知事に届け出て、衛生措置に係る検査及び確認を受けなければならないこととする。
- (2) 知事は、(1)の確認又は理容所若しくは美容所の開設に係る確認をしたときは、確認証を交付する。
- (3) (2)の確認証の再交付、追加交付、書換交付等について、必要な事項を定める。
- (4) 知事は、その職員に、出張理容等を行うために使用する設備、用具等を管理する場所等に立ち入り、検査をさせることができる。
- (5) (1)の検査の手数料は1件につき13,200円とし、(3)の確認証の再交付、追加交付及び書換交付の手数料は1件につき1,700円とする。
- (6) 出張理容等の業を行う上で必要な衛生上の措置は次のとおりとする。
 - ア 作業は、採光、照明及び換気が十分に行われ、かつ、床等が不浸透性材料で築造されている場所又は不浸透性のシート等で覆われている場所等で行うこと。
 - イ 理容用又は美容用の資器材は、消毒済のものと使用済のものとを区分して衛生的かつ安全に収納して携行すること。
 - ウ 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を携行すること。
- (7) 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - ア (1)の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - イ (4)の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (8) その他所要の規定の整備を行う。
- (9) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成21年4月1日とするイを除き、平成21年10月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) 第70条の2第1項（ <u>第115条の11前段</u> において準用する場合を含む。）の規定による指定の更新 (7) <u>第75条第1項</u> の規定による指定居宅サービス事業者の事業所の名称等の変更及び <u>事業の再開の届出並びに同条第2項の規定による事業の廃止等の届出の受理</u> (8) <u>第75条の2第1項の規定による連絡調整又は援助</u> (9) 略 (10) 略	南部箕蚊屋広域連合	8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略 (6) 第70条の2第1項（ <u>第115条の10前段</u> において準用する場合を含む。）の規定による指定の更新 (7) <u>第75条</u> の規定による指定居宅サービス事業者の事業所の名称等の変更及び <u>事業の廃止等の届出の受理</u> (8) 略 (9) 略	南部箕蚊屋広域連合

- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 第82条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出並びに同条第2項の規定による事業の廃止等の届出の受理
- (19) 第82条の2第1項の規定による連絡調整又は援助
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略
- (28) 第115条の5第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出並びに同条第2項の規定による事業の廃止等の届出の受理
- (29) 第115条の6第1項の規定による連絡調整又は援助
- (30) 第115条の7第1項の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告等の命令及び立入検査
- (31) 第115条の8第1項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告
- (32) 第115条の8第2項の規定による公表
- (33) 第115条の8第3項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する命令
- (34) 第115条の8第4項の規定による公示

- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 第82条の規定による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称等の変更及び事業の廃止等の届出の受理
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 第115条の5の規定による指定介護予防サービス事業者の事業所の名称等の変更及び事業の廃止等の届出の受理
- (27) 第115条の6第1項の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告等の命令及び立入検査
- (28) 第115条の7第1項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告
- (29) 第115条の7第2項の規定による公表
- (30) 第115条の7第3項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する命令
- (31) 第115条の7第4項の規定による公示

- (35) 第115条の8第5項の規定による通知の受理
- (36) 第115条の9第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し及び効力の停止
- (37) 第115条の10の規定による公示
- (38) 第115条の32第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出（同項第1号に掲げる介護サービス事業者のうち、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者が行うものに限る。）の受理
- (39) 第115条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理
- (40) 第115条の32第4項の規定による同条第2項各号に掲げる区分の変更による届出先を変更した旨の届出の受理
- (41) 第115条の33第1項の規定による介護サービス事業者に対する報告等の命令及び立入検査
- (42) 第115条の33第3項の規定による厚生労働大臣に対する同条第1項の権限の行使の要求
- (43) 第115条の33第4項の規定による同条第1項の権限の行使の結果に係る通知の受理及び市町村長への通知
- (44) 第115条の34第1項の規定による介護サービス事業者に対する勧告
- (45) 第115条の34第2項の規定による公表
- (46) 第115条の34第3項の規定による介護サービス事業者に対する命令
- (47) 第115条の34第4項の規定による公示
- (48) 第115条の34第5項の規定による通知の受理及び関係市町

- (32) 第115条の7第5項の規定による通知の受理
- (33) 第115条の8第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し及び効力の停止
- (34) 第115条の9の規定による公示

村長への通知	
略	略

附 則

この条例は、平成21年5月1日から施行する。

鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第18号

鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例

鳥取県市町村交付金条例（平成18年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
1 略	1 略
(鳥取県枯松伐採促進条例の廃止)	(鳥取県枯松伐採促進条例の廃止)
2 略	2 略
(鳥取県枯松伐採促進条例の廃止に伴う経過措置)	(鳥取県枯松伐採促進条例の廃止に伴う経過措置)
3 略	3 略
(鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正)	(鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正)
4 略	4 略
(鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正に伴う経過措置)	(鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正に伴う経過措置)
5 略	5 略
(この条例の失効)	(この条例の失効)
6 この条例は、 <u>平成24年3月31日</u> までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。	6 この条例は、 <u>平成21年3月31日</u> までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。
(この条例の失効に伴う経過措置)	(この条例の失効に伴う経過措置)
7 略	7 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第19号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(年金管理者)</p> <p>第9条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わって年金を受領し、及び管理する者（以下「年金管理者」という。）を、あらかじめ、その者の承認を得て、<u>2人まで指定することができる。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>3 加入者は、年金管理者を2人指定する場合は、年金を受領し、及び管理すべき年金管理者の順位を定めなければならない。</u></p> <p><u>4 加入者は、年金管理者を変更し、又はその指定を解除することができる。</u></p> <p><u>5 年金管理者は、加入者（加入者が死亡、重度障害その他の理由により申出を受けられない場合にあっては、知事）に申し出て、その指定を辞退することができる。</u></p> <p><u>6 知事は、加入者が死亡、重度障害その他の理由により年金管理者の指定を解除できない場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により年金の支給を受ける者（以下「年金受給権者」という。）及び市町村長の意見を聴いた上で、加入者に代わり、年金管理者の指定を解除することができる。</u></p>	<p>(年金管理者)</p> <p>第9条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わって年金を受領し、及び管理する者（以下「年金管理者」という。）を、あらかじめ、その者の承認を得て指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 加入者は、年金管理者を変更することができる。</u></p> <p><u>4 知事は、年金管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定により年金の支給を受ける者（以下「年金受給権者」という。）及び市町村長の意見を聴き、年金管理者を変更し、又はその指定を解除することができる。</u></p>

<p>(1) 年金管理者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、年金管理者に年金を管理させることが適当でない</u>と認めるとき。</p> <p>7. <u>知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、年金受給権者及び市町村長の意見を聴いた上で、年金管理者を新たに指定し、又は変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>年金の支給開始時において、年金受給権者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認められるにもかかわらず、加入者が年金管理者を指定していないとき。</u></p> <p>(2) <u>年金の支給開始後において、年金管理者が第5項の規定により年金管理者の指定を辞退したとき。</u></p> <p>(3) <u>年金の支給開始後において、前項の規定により年金管理者の指定を解除したとき。</u></p> <p>(4) <u>前項第1号又は第3号に掲げる場合に該当するため、年金管理者が年金を受領し、及び管理することが適当でない</u>と認められるにもかかわらず、加入者が年金管理者を変更し、又はその指定を解除しないとき。</p> <p>(届出義務等)</p> <p>第18条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>年金管理者を指定し、変更し(第9条第3項の順位を変更した場合を含む。)、又はその指定を解除したとき。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(1) 年金管理者が次のいずれかに該当する場合で加入者が当該年金管理者を変更しないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>加入者又は知事に退任の申出をしたとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 年金管理者に管理させることが適当でないと認めるとき。</p> <p>5. <u>知事は、年金管理者が指定されていない場合において、年金受給権者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認めるときは、年金受給権者及び市町村長の意見を聴き、年金管理者を指定することができる。</u></p> <p>(届出義務等)</p> <p>第18条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>年金管理者を指定し、又は変更したとき。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2～4 略</p>
---	--

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県小規模作業所運営事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第20号

鳥取県小規模作業所運営事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県小規模作業所運営事業助成条例（平成12年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年3月31日</u>までに延長その他の 所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ の効力を失う。</p> <p>（この条例の失効に伴う経過措置）</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成21年3月31日</u>までに延長その他 の所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ の効力を失う。</p> <p>（この条例の失効に伴う経過措置）</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第21号

鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例（平成13年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例	鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>届出保育施設等</u>の運営に要する経費を助成することにより、<u>届出保育施設等</u>における保育環境を整備し、もって入所児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>認可外保育施設</u>の運営に要する経費を助成することにより、<u>認可外保育施設</u>における保育環境を整備し、もって入所児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「<u>届出保育施設等</u>」とは、国、県及び市町村以外の者が設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する業務を目的とする施設であって<u>同法第59条の2の規定により届出をしているもの</u>その他知事が別に定めるもののうち、<u>知事が別に定める要件を満たすもの</u>をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「<u>認可外保育施設</u>」とは、国、県及び市町村以外の者が設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号。<u>以下「法」という。</u>）第39条に規定する業務を目的とする施設であって<u>法第35条第4項の認可を受けていないもの（専ら国の職員が監護すべき児童を入所させるために設置されるものを除く。）</u>のうち、<u>次に掲げる要件を満たすもの</u>をいう。</p> <p>（1）<u>入所児童が10人以上であること。</u></p> <p>（2）<u>保育に従事する者の数が、法第39条第1項に規定する保育所に必要な保育士の数と同数以上であること。</u></p> <p>（3）<u>保育に従事する者の3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあっては、1人）以上が、保育士又は看護師の資格を有する者であること。</u></p> <p>（4）<u>その他知事が別に定める要件</u></p>
<p>（補助金の交付）</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、<u>届出保育施設等</u>の運営に要する経費について助成を行う市</p>	<p>（補助金の交付）</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、<u>認可外保育施設</u>の運営に要する経費について助成を行う市</p>

<p>町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 略 (検討) 2 知事は、<u>少なくとも3年ごとに</u>、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 略 (検討) 2 知事は、<u>この条例の施行後3年を経過したとき</u>は、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
--	--

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第22号

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) 第13条 この条例の規定は、鳥取市、米子市、 <u>倉吉市</u> 及び八頭郡八頭町の区域については、適用しない。	(適用除外) 第13条 この条例の規定は、鳥取市、米子市 <u>及び倉吉</u> <u>市</u> の区域については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前に八頭郡八頭町の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第23号

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（営業許可証等）</u></p> <p><u>第5条 知事は、法第52条第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対し、当該許可を受けたことを証する書面（以下「許可証」という。）を交付するものとする。この場合において、当該許可業者が自動車又は自動販売機により営業を行う者（以下「自動業者」という。）であるときは、併せて、当該自動車又は自動販売機ごとに当該許可に係る標識（以下「許可標識」という。）を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 許可業者は、自らが許可業者であることを客に示すため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）自動業者以外の者 前項前段の規定により交付された許可証を営業施設内の見やすい場所に掲示すること。</u></p> <p><u>（2）自動業者 前項後段の規定により交付された許可標識をその営業に使用するすべての自動車及び自動販売機の見やすい箇所にはり付けること。</u></p> <p><u>3 許可業者は、許可証又は許可標識を亡失し、破損し、又は汚損したときは、その再交付を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 許可業者は、許可証又は許可標識の記載事項に変更が生じたときは、それらの書換交付を受けるこ</u></p>	

<p><u>とができる。</u></p> <p>(手数料の徴収) <u>第6条</u> 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第52条第1項の規定に基づく許可 別表3各号に掲げる営業の区分に応じ、<u>当該各号に定める申請1件当たりの額</u></p> <p>(3) <u>許可証又は許可標識の再交付又は書換交付1件につき1,700円</u></p> <p>(手数料の減免) <u>第7条</u> 略</p> <p>(既納の手数料) <u>第8条</u> 略</p> <p>(過料) <u>第9条</u> 略</p> <p>(権限の委任) <u>第10条</u> 略</p> <p>(規則への委任) <u>第11条</u> 略</p> <p>別表第3(第6条関係)</p> <p>(1)~(34) 略</p>	<p>(手数料の徴収) <u>第5条</u> 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第52条第1項の規定に基づく許可<u>の申請に対する審査</u> 別表3に掲げる区分に応じ、<u>それぞれに定める額</u></p> <p>(手数料の減免) <u>第6条</u> 略</p> <p>(既納の手数料) <u>第7条</u> 略</p> <p>(過料) <u>第8条</u> 略</p> <p>(権限の委任) <u>第9条</u> 略</p> <p>(規則への委任) <u>第10条</u> 略</p> <p>別表第3(第5条関係) <u>法第52条第1項の規定による許可の申請に対する審査</u> 許可を受けようとする営業の種別に応じ、<u>次に定める額</u></p> <p>(1)~(34) 略</p>
--	---

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第24号

鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県理容師法施行条例の一部改正)

第1条 鳥取県理容師法施行条例(平成12年鳥取県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条等を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(理容所以外の場所において業を行うことができる場合)</p> <p>第2条 略</p> <p>(出張理容の届出等)</p> <p>第3条 <u>出張理容(反復継続して理容所以外の場所において理容の業を行うことをいう。以下同じ。)</u>については、<u>それが行われる日の7日前までに、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者が、規則で定めるところにより、そのために使用する設備及び用具を管理する場所その他必要な事項を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>県内の理容所に所属する理容師が当該理容所の業務として行う出張理容(以下「理容所出張理容」という。)</u> <u>当該理容所の開設者</u></p> <p>(2) <u>理容所出張理容以外の出張理容</u> <u>出張理容を行う理容師</u></p> <p>2. <u>前項の届出をした者は、出張理容を行うために使用する設備、用具等について知事の検査を受け、それらが法第9条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けなければならない。</u></p> <p>3. <u>法第11条第1項の届出と理容所出張理容に係る第1項の届出とが同時に行われたときは、それらの届出に係る法第11条の2の検査及び確認と前項の検査</u></p>	<p>(理容所以外の場所において業を行うことができる場合)</p> <p>第2条 略</p>

及び確認も、原則として同時に行うものとする。

- 4 第1項の届出をした者は、当該届出に係る事項に変更を生じたとき、又は出張理容をやめたとき（第1項各号のいずれかに掲げる出張理容をやめて同項の他の号に掲げる出張理容のみを行うこととしたときを含む。以下同じ。）は、当該変更を生じ、又は出張理容をやめた日から7日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（出張理容の確認証）

第4条 知事は、前条第2項の確認をしたときは、当該確認を受けた者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。この場合において、当該確認が理容所出張理容に係るものであるときは、それを行う理容師の数の当該書面を交付するものとする。

- 2 出張理容を行う理容師は、前項の規定により交付された書面を、それを行う際に客に提示しなければならない。

（出張理容の立入検査）

第5条 知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、出張理容を行う理容師がそのために使用する設備、用具等を管理する場所、出張理容を行う場所等に立ち入り、法第9条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（理容を行う場合の衛生措置）

第6条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、専用の作業衣を着用すること。
- (2) 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬で消毒し、又はせっけんで洗浄すること。
- (3) 出張理容を行う場合にあつては、前2号に掲げるもののほか、次に掲げるところによること。
 - ア 作業は、採光、照明及び換気が十分に行われ、かつ、床等が不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水等が浸透しないものをいう。）で築造されている場所又は不浸透性のシート等で覆われている場所で行うこと。

（理容を行う場合の衛生措置）

第3条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表のとおりとする。

イ 理容器具その他の理容用資器材は、消毒済のもの
と使用済のものとを区分し、衛生的かつ安全に
収納して携行すること。

ウ 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生
資材を携行すること。

(理容所の確認証)

第7条 知事は、法第11条の2の確認をしたときは、
当該理容所の開設者に対し、その旨を証する書面を
交付するものとする。

2 理容所の開設者は、前項の規定により交付された
書面を、当該理容所に所属する理容師の理容師免許
証又は理容師免許証明書の写しとともに、当該理容
所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(理容所の衛生措置)

第8条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な
措置は、外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛
生材料を備えておくこととする。

(確認証の再交付等)

第9条 第4条第1項又は第7条第1項に規定する書
面(以下「確認証」という。)の交付を受けた者
は、当該確認証を亡失し、又は汚損したときは、そ
の再交付を受けなければならない。

2 理容所出張理容に係る確認証の交付を受けた者
は、それを行う理容師を増員したときは、増員した
理容師の数の確認証の追加交付を受け、減員したと
きは、減員した理容師の数の確認証を知事に返納し
なければならない。

3 確認証の交付を受けた者は、確認証の記載事項に
変更が生じたときは、その書換交付を受けることが
できる。

4 確認証の交付を受けた者は、出張理容をやめたと
き、又は理容所を廃止したときは、確認証を知事に
返納しなければならない。

(手数料の徴収)

第10条 次の各号に掲げる事務については、当該各号
に定める額の手数料を徴収する。

(1) 法第11条の2の規定による検査 1件につき
16,000円

(2) 第3条第2項の規定による検査(同条第3項
の規定により前号に掲げる検査と同時にされる
ものを除く。) 1件につき13,200円

(理容所の衛生措置)

第4条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な
措置は、外傷に対する救急薬品等を備えておくこと
とする。

(手数料の徴収)

第5条 法第11条の2の規定による検査については、
1件につき16,000円の手数料を徴収する。

<p>(3) <u>第9条第1項の規定による確認証の再交付、同条第2項の規定による追加交付又は同条第3項の規定による書換交付</u> 1件につき1,700円</p> <p>(手数料の減免)</p> <p><u>第11条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 略</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p>(2) <u>第5条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</u></p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第6条 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作業中は、専用の作業衣を着用すること。 2 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬又はせっけんで洗浄すること。
--	---

(鳥取県美容師法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県美容師法施行条例(平成12年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条等を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(美容所以外の場所において業を行うことができる場合)</p> <p>第2条 略</p> <p>(出張美容の届出等)</p> <p>第3条 <u>出張美容(反復継続して美容所以外の場所に</u></p>	<p>(美容所以外の場所において業を行うことができる場合)</p> <p>第2条 略</p>

において美容の業を行うことをいう。以下同じ。)については、それが行われる日の7日前までに、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者が、規則で定めるところにより、そのために使用する設備及び用具を管理する場所その他必要な事項を知事に届け出なければならない。

(1) 県内の美容所に所属する美容師が当該美容所の業務として行う出張美容(以下「美容所出張美容」という。) 当該美容所の開設者

(2) 美容所出張美容以外の出張美容 出張美容を行う美容師

2 前項の届出をした者は、出張美容を行うために使用する設備、用具等について知事の検査を受け、それらが法第8条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けなければならない。

3 法第11条第1項の届出と美容所出張美容に係る第1項の届出とが同時に行われたときは、それらの届出に係る法第12条の検査及び確認と前項の検査及び確認も、原則として同時に行うものとする。

4 第1項の届出をした者は、当該届出に係る事項に変更を生じたとき、又は出張美容をやめたとき(第1項各号のいずれかに掲げる出張美容をやめて同項の他の号に掲げる出張美容のみを行うこととしたときを含む。以下同じ。)は、当該変更を生じ、又は出張美容をやめた日から7日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(出張美容の確認証)

第4条 知事は、前条第2項の確認をしたときは、当該確認を受けた者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。この場合において、当該確認が美容所出張美容に係るものであるときは、それを行う美容師の数の当該書面を交付するものとする。

2 出張美容を行う美容師は、前項の規定により交付された書面を、それを行う際に客に提示しなければならない。

(出張美容の立入検査)

第5条 知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、出張美容師がそのために使用する設備、用具等を管理する場所、出張美容を行う場所等に立ち入り、法第8条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身

分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(美容を行う場合の衛生措置)

第6条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、専用の作業衣を着用すること。
- (2) 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬で消毒し、又はせっけんで洗浄すること。
- (3) 出張美容を行う場合にあっては、前2号に掲げるもののほか、次に掲げるところによること。
 - ア 作業は、採光、照明及び換気が十分に行われ、かつ、床等が不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水等が浸透しないものをいう。)で築造されている場所又は不浸透性のシート等で覆われている場所で行うこと。
 - イ 美容器具その他の美容用資器材は、消毒済のものを使用済のものとを区分し、衛生的かつ安全に収納して携行すること。
 - ウ 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生資材を携行すること。

(美容所の確認証)

第7条 知事は、法第12条の確認をしたときは、当該美容所の開設者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

2 美容所の開設者は、前項の規定により交付された書面を、当該美容所に所属する美容師の美容師免許証又は美容師免許証明書の写しとともに、当該美容所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(美容所の衛生措置)

第8条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えておくこととする。

(確認証の再交付等)

第9条 第4条第1項又は第7条第1項に規定する書面(以下「確認証」という。)の交付を受けた者は、当該確認証を亡失し、又は汚損したときは、その再交付を受けなければならない。

2 美容所出張美容に係る確認証の交付を受けた者は、それを行う美容師を増員したときは、増員した

(美容を行う場合の衛生措置)

第3条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表のとおりとする。

(美容所の衛生措置)

第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、外傷に対する救急薬品等を備えておくこととする。

<p><u>美容師の数の確認証の追加交付を受け、減員したときは、減員した美容師の数の確認証を知事に返納しなければならない。</u></p> <p><u>3 確認証の交付を受けた者は、確認証の記載事項に変更が生じたときは、その書換交付を受けることができる。</u></p> <p><u>4 確認証の交付を受けた者は、出張美容をやめたとき、又は美容所を廃止したときは、確認証を知事に返納しなければならない。</u></p> <p>(手数料の徴収)</p> <p><u>第10条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</u></p> <p>(1) <u>法第12条の規定による検査 1件につき16,000円</u></p> <p>(2) <u>第3条第2項の規定による検査(同条第3項の規定により前号に掲げる検査と同時に行われるものを除く。)</u> 1件につき13,200円</p> <p>(3) <u>第9条第1項の規定による確認証の再交付、同条第2項の規定による追加交付又は同条第3項の規定による書換交付 1件につき1,700円</u></p> <p>(手数料の減免)</p> <p><u>第11条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第12条 略</u></p> <p>(罰則)</p> <p><u>第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p>(2) <u>第5条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p><u>第5条 法第12条の規定による検査については、1件につき16,000円の手数料を徴収する。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作業中は、専用の作業衣を着用すること。 2 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬又はせっけんで洗浄すること。
--	--

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、次項から附則第9項までの規定は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県理容師法施行条例の改正に伴う経過措置)

2 平成21年4月1日からこの条例の施行の日までの間に、反復継続して理容所以外の場所において理容の業を行うことに関し、規則で定めるところにより行われた届出、検査及び確認、確認証の交付、再交付、追加交付及び書換交付その他の事務は、第1条の規定による改正後の鳥取県理容師法施行条例(以下「改正後の理容条例」という。)の相当規定により行われたものとみなす。

3 前項の規定により改正後の理容条例第10条第2号に掲げる事務とみなされるものについては、同条の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。

4 附則第2項の規定により改正後の理容条例第10条第3号に掲げる事務とみなされるものについては、1件につき1,700円の手数料を徴収する。

5 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(鳥取県美容師法施行条例の改正に伴う経過措置)

6 平成21年4月1日からこの条例の施行の日までの間に、反復継続して美容所以外の場所において美容の業を行うことに関し、規則で定めるところにより行われた届出、検査及び確認、確認証の交付、再交付、追加交付及び書換交付その他の事務は、第2条の規定による改正後の鳥取県美容師法施行条例(以下「改正後の美容条例」という。)の相当規定により行われたものとみなす。

7 前項の規定により改正後の美容条例第10条第2号に掲げる事務とみなされるものについては、同条の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。

8 附則第6項の規定により改正後の美容条例第10条第3号に掲げる事務とみなされるものについては、1件につき1,700円の手数料を徴収する。

9 附則第5項の規定は、前項の手数料について準用する。